

特別養護老人ホーム けいあいの郷緑園（特養） 料金表

1、基本報酬の1日あたりの料金（円）1割負担分 ※2割負担の方は倍の料金となります。

要介護1	699	
要介護2	772	
要介護3	851	
要介護4	924	
要介護5	996	

2、全員へ係る加算の1日あたりの料金（円）1割負担分 ※2割負担の方は倍の料金となります。

日常生活継続支援加算（Ⅱ）	50	規定期間における新規入居者の割合が、要介護4,5の方なら7割以上、認知症の方なら6.5割以上、医療行為を必要とする方なら1.5割以上である場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※日常生活継続支援加算とどちらか	7	常勤職員を75%以上配置した場合
夜間職員配置加算（Ⅱ）	20	規定を上回り夜勤職員を配置した場合
夜勤職員 配置加算（Ⅳ） ※（Ⅱ）とどちらか	23	上記（Ⅱ）の要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引等の実施が出来る介護職員を配置した場合
看護体制加算（Ⅰ）	5	常勤の看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算（Ⅱ）	9	看護職員の数が常勤換算で、入居者の数が25又は端数を増やすごとに1以上であり、24時間の連絡体制を確保している場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）	13	常勤の理学療法士等を1名以上配置し、入居者毎の機能訓練計画に基づき機能訓練を計画的に実施した場合
個別機能訓練加算（Ⅱ）	22/月	上記（Ⅰ）を算定し、その情報を厚生労働省に提出し、機能訓練実施のために活用した場合
栄養マネジメント強化加算	12	管理栄養士を配置し入居者ごとの栄養ケア計画を作成し食事の調整等を行うこと。さらに、その情報を厚生労働省に提出、栄養管理のために活用した場合
安全対策体制加算	22	外部の研修を受けた担当者を配置し施設内に安全対策部門を設置、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4	入居者総数のうち、認知症の方の割合が5割以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置している場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ） ※（Ⅰ）とどちらか	5	上記（Ⅰ）の要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している職員を配置し、さらに施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4/月	褥瘡発生リスクがある入居者に対して褥瘡ケア計画を作成し、定期的に記録や評価を行うこと。さらに、その情報を厚生労働省に提出し褥瘡管理の実施に当たって活用している場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） ※Ⅰとどちらか	14/月	上記（Ⅰ）の要件に加え、施設入居時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされていた入居者等について、その後、褥瘡の発生のない場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	11/月	現行の加算を算定している場合
排せつ支援加算（Ⅰ）	11/月	排泄に介助を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し排せつ支援の実施のために活用した場合
排せつ支援加算（Ⅱ）	16/月	上記（Ⅰ）の要件に加え、入居時に比べ排泄排尿の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算（Ⅲ） ※いずれか	22/月	上記（Ⅰ）の要件に加え、入居時に比べ排泄排尿の状態の一方が改善するとともにいずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	43/月	入居者毎の ADL 等の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	54/月	上記（Ⅰ）の要件に加え、疾病の状況等を厚生労働省に提出している場合
ADL 維持等加算（Ⅰ）	33/月	自立支援等に効果的に取り組み ADL を維持又は改善し、そのデータを厚生労働省に提出していること
ADL 維持等加算（Ⅱ） ※（Ⅰ）とどちらか	65/月	（Ⅰ）の要件に加え、ADL 値が基準以上に上がった場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	約 50 ～200	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合（全加算の 8.3%）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	約 15 ～70	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定し、その他職場環境等の要件を満たしている場合（全加算の 2.7%）
介護職員等ベースアップ等支援加算	約 10 ～40	基本サービスと加減算を加えた単位数に加算率を乗じた分を追加（1.6%上乗せ）

3、該当する方へ係る加算の 1 日あたりの料金(円) 1 割負担分 ※2 割負担の方は倍の料金となります。

初期加算	33	入居してから 30 日以内の期間について加算
外泊・入院時加算	264	入院及び外泊時 6 日/月を限度に所定単位数に代えて加算
看取り介護加算（Ⅰ）	78	回復の見込みがないと診断され、同意のもと看取り介護に関する計画書を作成、それに基づいて看取り介護を提供した場合（亡くなる 31 日前～45 日前に加算）
	155	回復の見込みがないと診断され、同意のもと看取り介護に関する計画書を作成、それに基づいて看取り介護を提供した場合（亡くなる 4 日前～30 日前に加算）
	729	回復の見込みがないと診断され、同意のもと、看取り介護に関する計画書を作成、それに基づいて看取り介護を提供した場合（亡くなる前日～前々日に加算）
	1373	回復の見込みがないと診断され、同意のもと、看取り介護に関する計画書を作成、それに基づいて看取り介護を提供した場合（亡くなった日に加算）
看取り介護加算（Ⅱ） ※Ⅰ）Ⅱ）どちらか	78	上記（Ⅰ）の要件に加え、施設内の医療体制を整備し、施設内で実際に看取った場合（亡くなる 31 日前～45 日前に加算）
	155	上記（Ⅰ）の要件に加え、施設内の医療体制を整備し、施設内で実際に看取った場合（亡くなる 4 日前～30 日前に加算）
	837	上記（Ⅰ）の要件に加え、施設内の医療体制を整備し、施設内で実際に看取った場合（亡くなる前日～前々日に加算）
	1694	上記（Ⅰ）の要件に加え、施設内の医療体制を整備し、施設内で実際に看取った場合（亡くなった日のみ加算）
療養食加算	7/食	医師の発行する食事せんに基づき特別な食事を提供した場合（1 日 3 食を限度）
再入所時栄養連携加算	215/ 回	入居者が医療機関に入院し、入居中と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に医療機関の管理栄養士と連携行い再入居後の栄養管理を調整した場合
経口移行加算	30	経管栄養の入居者に対して、経口摂取を勧めるための経口移行計画に基づき栄養管理等の支援を行った場合
経口維持加算（Ⅰ）	429/ 月	経口から食事を摂取する際に誤嚥が認められる入居者に対し、経口維持計画に基づき、医師等の指示を受けた管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口維持加算（Ⅱ）	108/ 月	上記（Ⅰ）の要件に加え、経口による食事の摂取を支援するための観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	97/月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員に対し技術的助言及び指導や相談を行った場合

口腔衛生管理加算（Ⅱ）	118/ 月	上記（Ⅰ）を算定している方の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理の実施にあたって活用した場合
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	108/ 月	外部の医療提携施設の医師や機能訓練指導員等からの助言を受ける体制を構築し、連携して個別機能訓練計画を作成した場合（3月に一回）
生活機能向上連携加算（Ⅱ） ※Ⅰ）Ⅱ）どちらか	215/ 月	上記（Ⅰ）の要件に加え、訪問して機能訓練を行った場合
自立支援促進加算	322/ 月	医師が入居者毎に自立支援のために医学的評価を行い、自立支援計画等の策定等に参加していること。さらに評価の結果等を厚生労働省に提出し自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を提供している場合
配置医師緊急時対応加算	697	健康管理、療養上の指導が行える医療体制にあり、医師が早朝・夜間、深夜に施設を訪問し診察を行った場合（早朝・夜間 697 円、深夜 1394 円 /回）
	1394	
精神科医師定期的療養指導加算	6	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合
在宅復帰支援機能加算	11	前6ヶ月間における退所者総数のうち、在宅復帰した割合が2割以上の場合
在宅・入所相互利用加算	43	在宅生活を継続する観点から、在宅期間及び入所期間（3ヶ月を限度）を定めて当該施設の居室を計画的に利用した場合
退所前訪問相談援助加算	494	退所前に居室を訪問し、入所者及びその家族等に対し退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	494	退居後30日以内に居室を訪問し、入居者及びその家族に対し、相談援助等を行った場合
退所時相談援助加算	429	退居時に、入居者及びその家族等に対し退居後の居宅サービスについて相談援助を行い、かつ必要な情報提供を行った場合
退所前連携加算	536	退居に先立って、居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス等に必要な情報提供を行った場合

4、介護保険外で係る費用の1日あたりの料金（円）

居住費	2370	光熱水費（基本）、修繕・維持費用等。介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている料金 （第1段階：820円 第2段階：820円 第3段階：1,310円）
食費	1770	介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている料金 （第1段階：300円 第2段階：390円 第3段階：①650円 ②1360円）
金銭管理費	35	本人または家族の事情にて施設で金銭等を管理する場合にかかる費用
日常生活費	実費	日用品セット：106円（税込） タオルセット：85円（税込）
電気使用料	実費	電化製品のワット数を元に1日の消費電力を算出し、段階に当てはめて計算
趣向的活動費	実費	レクリエーションやクラブにおいての講師代や物品購入代
理美容費	実費	カット 1,500。カット&カラー4,300円 カット&パーマ 4,300円 パーマのみ 3,300円 カラーのみ 3,300円 顔そりのみ 800円
医療費	実費	受診代 薬代等
特別行事費	実費	外出やイベントなど、特別な行事を提供する時の費用
居室管理費	950	外泊入院時時加算算定以後から徴収。＊短期入所に使用した場合は徴収しません
複写費	10/枚	コピー1枚あたりの費用
写真代	20/枚	写真現像にかかる1枚あたりの費用
家族宿泊費	300	看取りケア中の入居者のご家族が宿泊した時にかかる費用
	食費	朝食 440円 昼食 730円 夕食 600円